第明三治二十種五郵年便三月物三十認可日

二　一に掲げるもののほか，簡体字等と正字（異体字）との対応関係の確認に当たっては，常用漢字（現代の国語を書き表すための漢字使用の目安（平成２２年内閣告示第２号）本表（以下「常用漢字表本表」という。）に定める漢字をいう。以下同じ。）の字体（以下「新字体」という。）と康熙字典体（以下「旧字体」という。）との関係（注）を参照するものとする。

（注）常用漢字表本表により，その関係が確認できる。

三　一般に，漢字の異体字関係を確認するための属性として形・音・義の３要素が存在するとされるところ，原則として，次のイからハまでに掲げるところにより，簡体字等と正字（異体字）との対応関係を確認するものとする。

イ　形・音・義のうち，形の属性を最も重視する（字形重視主義）。

ロ　イによる確認が困難な場合には，補完的に音の属性を参照する。

ハ　イ及びロによる確認が困難な場合には，補完的に義の属性を参照する。

２　各論

一　軽微な字形差に留まる正字（異体字）が存在する場合

簡体字等と比較して軽微な字形差（曲・直，ハネの有無，払い・押さえ，出る・出ない，長短，傾斜の有無等の差の範囲内の字形差をいう。以下同じ。）に留まる異体字が存在し，かつ，その異体字が正字である場合（第２の１の（注）に該当する場合を除く。）には，当該異体字を正字（異体字）として特定する。

（例５）　（尓）　→　「尓」
　　（仏）　→　「仏」
　　（牾）　→　「牾」
　　（粉）　→　「粉」

二　中国簡体字に対応する繁体字が存在する場合

簡体字等が中国簡体字であり，対応する繁体字（正字に限る。以下イからハまでにおいて同じ。）が存在する場合（１の一のイ参照）には，次のイからニまでに掲げるところにより正字（異体字）を特定する。ただし，一による正字（異体字）の特定が可能であるときは，この限りでない。

イ　中国簡体字に対応する繁体字が常用漢字であるときは，当該常用漢字を正字（異体字）として特定する。

（例６）　（书）　→　「書」
　　（习）　→　「習」

ロ　中国簡体字に対応する繁体字が常用漢字でないときは，次の(ｱ)又は(ｲ)のとおり取り扱う。

(ｱ) 当該繁体字が旧字体であり，かつ，当該旧字体に対応する新字体（常用漢字）が存在するときは，原則として当該新字体（常用漢字）を第１順位とし，当該旧字体（繁体字）を第２順位とする。ただし，当該新字体（常用漢字）が，中国においては義の異なる字として整理されている場合には，混乱を避ける必要があることから，例外的に当該旧字体（繁体字）を第１順位とし，当該新字体（常用漢字）を第２順位とする。

（例７）

（传）→「伝」（第１順位），「傳」（第２順位）

（中国においては，（传）に対応する繁体字は「傳」であって，「傳」は正字ではあるものの，旧字体であって我が国の常用漢字でない。他方，「傳」に対応する我が国の新字体は「伝」であり，常用漢字である。このような場合は，常用漢字の「伝」を第１順位とする。）

（例８）

（艺）→「藝」（第１順位），「芸」（第２順位）

（中国においては，（艺）に対応する繁体字は「藝」であって，「藝」は正字ではあるものの，旧字体であって我が国の常用漢字でない。他方，「藝」に対応する我が国の新字体（常用漢字）は「芸」である。しかしながら，「芸」は，中国においては（艺）とは義の異なる簡体字である（（芸）に対応する繁体字は（蕓）とされる。）。このような場合は，混乱を避ける必要があることから，例外的に「藝」を第１順位とする。）

(ｲ) (ｱ)以外の場合は，当該繁体字を正字（異体字）として特定する。この場合において，当該繁体字に対応する別の正字（異体字）が存在するときは，当該繁体字を第１順位とし，当該繁体字に対応する別の正字（異体字）を第２順位とする。

ハ　中国簡体字に対応する繁体字が２文字存在する場合は，次のとおり異体字の順位づけを行う。

(ｱ) 中国簡体字に対応する繁体字が２文字存在し，かつ，当該２文字が新字体／旧字体の関係にある場合には，新字体（常用漢字）を第１順位とし，旧字体を第２順位とする。

（例９）

（亚）→「亜」（第１順位），「亞」（第２順位）

（中国においては，繁体字の「亜」と「亞」に対応する簡体字はいずれも（亚）である。他方，我が国においては，「亜」と「亞」は新字体／旧字体の関係にあるとされる。このような場合は，新字体（常用漢字）の「亜」を第１順位とする。）